

市民税・都民税の減免制度をご存知ですか？

市民税・都民税の減免制度とは？

病気や休職などにより**所得が皆無となり**、著しく生活が困窮した方、自然災害により大きな損害を受けた方等、様々な事情により市民税・都民税の納付が困難になった場合、申請により市民税・都民税が減免される制度です。

減免制度の対象となる方

① 生活保護を受給することとなった方

② 当該年において所得が皆無になり、生活が著しく困難となった方

※ 生活が著しく困難になった方とは、納税義務者が死亡し、生活が困窮した者又は納税義務者本人が失業、休業、疾病、負傷により収入が減少した者をいいます。この時の収入は、生活保護基準年額の 1.4 倍以内であることが条件となります。なお、生活保護基準に照らし合わせ、貯金や資産の有無を含め総合的に審査させていただきます。

※ 生活保護基準年額とは、国で定められた最低生活費のことです。この基準は、世帯を単位として、構成員の構成人数・年齢・健康状態により決められています。詳細については課税課にお問い合わせ下さい。

③ 学生及び生徒

※ 勤労学生控除を取っていることが条件となります。勤労学生控除とは、**その年の 12 月 31 日の現況で**合計所得金額が 65 万円以下であり、そのうち勤労によらない所得(不動産・配当等)が 10 万円以下である**特定の学校の学生、生徒**に対し適用できる控除です。

④ 公益社団法人及び公益財団法人(法人市民税のみ適用)

※ 公益社団法人及び公益財団法人とは、公益認定を受けた社団法人及び財団法人をいいます。

⑤ 上記①から④以外に特別な理由のある方

※ 特別な理由のある方とは、以下の方をさします。

- 公益性が特に高いと認められる次の者(法人市民税のみ適用)

- ・ 狛江市土地開発公社
- ・ 特定非営利活動法人のうち収益事業を行っていない法人

- 自然災害により住宅や家財に大きな損害を受けた方、自然災害により納税義務者が死亡された方や障害者となってしまった方(減免額は、年収によっても異なります。詳細については課税課にお問い合わせ下さい。)

- 減免の対象者に該当するかどうか、また減免額の詳細につきましては、3ページをご参照ください。

減免申請の手続き方法について

減免を受けるためには、「市民税・都民税減免申請書」または「法人市民税減免申請書」の提出が必要となります。

1. 減免の申請から決定までの流れ

減免事由の発生



①申請

減免申請の手続きについては、以下のとおりとなります。

減免申請の場所 課税課住民税係

申請期限 税額決定通知書が発送されてから納期限まで

※納期限について

普通徴収原則として、第1期は6月30日、第2期は8月31日、第3期は10月31日、第4期は1月31日となっています。(納期限が休日の場合は、繰り下がります。)

給与からの特別徴収月末(申請日の属する月以降に支払われる給与から徴収する分以降が減免となります。)

年金からの特別徴収年金支給日(申請日以降に支払われる年金から徴収する分以降が減免となります。)

減免申請に必要な書類等

- 減免申請をされる全ての方
 - ・印鑑、申請書(課税課にて用意しています。)
- 生活保護を受給されている方
 - ・生活保護受給証明書
- 学生、生徒の方
 - ・学生証または生徒手帳
- 所得が皆無となり、生活が困窮しているために減免を受けようとする方
 - ・収入が確認できる書類(源泉徴収票等)
 - ・同一世帯員(生計を一にしている、実世帯を形成する者)すべての貯金通帳のコピー(減免を受けようとする年の全てのページが必要となります。)
 - ・家を賃貸している場合は賃貸借契約書のコピー
 - ・医療費の支払がある場合にはその領収書(扶養親族の分も含む。)
 - ・失業による場合(雇用保険受給資格者証※1)
 - ※1 ハローワーク(公共職業安定所)での手続きにより取得するもの。
 - ・生活状況調書(課税課にて用意しています。)
 - ・狛江市外に不動産をお持ちの方は、固定資産の評価額のわかる書類(名寄帳のコピーや課税明細書、固定資産税の評価証明書等)
 - ・納税義務者の方が亡くなられた方は葬儀費用(飲食費など除く)等
- 法人市民税の減免を受けようとする方
 - ・法人市民税の均等割申告書
 - ・事業報告書
 - ・決算報告書
- 災害により減免を受けようとする方
 - ・り災証明書
 - ・災害により障害者になった方は障害者手帳

減免を受けようとする納期限を過ぎてしまった場合、減免は次の納期からになりますのでご注意ください。

②審査

審査には原則として3週間ほど時間がかかります。

審査の結果下記の書類を送付します

減免申請が認められた場合

- ・税額決定通知書
- ・市民税・都民税減免決定通知書

減免申請が認められなかった場合

市民税・都民税の減免申請が該当しない旨の通知

③結果

2. 減免の判定基準等

減免の対象者が否かを知りたい方は、下記をご参照ください。

減免対象者	条件	減免割合		
生活保護受給者 (減免の対象になる方の①に該当)	賦課期日後に生活保護を受給	税額全て		
生活困窮者(減免の対象となる方②に該当)	賦課期日後に納税義務者が死亡したことにより生活が困窮していると認められる者で右に掲げる場合に該当し、納税義務者の前年中の合計所得金額1000万円以下であるもの	死亡に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.1倍以下	死亡した納税義務者の税額全て	
		死亡に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.1倍超え、1.2倍以下	死亡した納税義務者の税額の10分の9	
		死亡に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.2倍超え、1.3倍以下	死亡した納税義務者の税額の10分の7	
		死亡に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.3倍超え、1.4倍以下	死亡した納税義務者の税額の半分	
	失業、休業、疾病、負傷により収入が減少し、または疾病もしくは負傷により、医療費が増大したため、生活が困窮していると認められる者で、かつ前年の合計所得金額が1000万円(生計支える者は500万円)以下であるもの	失業等に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.1倍以下	全額	
		失業等に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.1倍超え、1.2倍以下	税額の10分の9	
		失業等に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.2倍超え、1.3倍以下	税額の10分の7	
		失業等に係る世帯の現年収入が生活保護基準年額の1.3倍超え、1.4倍以下	税額の半分	
学生及び生徒(減免の対象となる方③に該当)	勤労学生控除の要件を満たし、勤労学生控除の申告をしているもの	税額の全て		
公益社団法人及び公益財団法人(減免の対象となる方④に該当)	公益認定を受けた社団法人及び財団法人のうち収益事業を行っていない法人	税額の全て		
公益性が特に高いと認められるもの(減免の対象となる方⑤に該当)	狛江市土地開発公社 特定非営利活動法人のうち収益事業を行っていない法人	税額の全て		
自然災害等により右に該当することとなった者(減額対象となる方の⑤に該当)	納税義務者が死亡した場合	死亡者の税額全て		
	災害により障害者となったもの(地方税法上の障害者に該当する方)	税額の10分の9		
自然災害等により納税義務者の所有に係る住宅や家財に損害が生じた場合(減免対象となる方の⑤に該当)	所有に係る住宅や家財に損害の金額(補填されるべき金額除く)が住宅や家財の価格の10分の3以上であり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である者のうち右に掲げる事由に該当する者	合計所得金額が500万円以下	損害の程度が10分の3以上10分の5未満	税額の半分
			損害の程度が10分の5以上	税額の全て
		合計所得金額が500万円を超え、750万円以下	損害の程度が10分の3以上10分の5未満	税額の4分の1
			損害の程度が10分の5以上	税額の半分
		合計所得金額が750万円を超え、1000万円以下	損害の程度が10分の3以上10分の5未満	税額の8分の1
			損害の程度が10分の5以上	税額の4分の1

《表をご覧になる際の注意点》

●表に記載のある用語でわかりづらい用語(網掛け部分)については、下記の利用の説明をご参照ください。
(50音順)

●ここで記載されている収入は次の計算式にて算出いたします。

収入＝勤労収入＋資産＋その他の収入

※資産、その他の収入については用語の説明をご参照ください。

●この表での減免割合に記載された税額は、納期限が到来していない税額をさします。

用語の説明 (50音順)

- 合計所得金額
1年間の所得の合計。純損失、雑損失の繰越控除前の金額
- 資産
現金、預貯金、受取手形、売掛金、未収金、有価証券、出資金、貸付金、土地、家屋、機械、車両、備品、相続財産等
- 失業等に係る世帯の現年収入
納税義務者と同一世帯員の収入額－扶養親族も含む医療費
- 死亡に係る現年収入
納税義務者と同一世帯員の収入額－葬儀費－扶養親族も含む医療費
- 生活保護基準年額
生活保護基準年額とは、国で定められた最低生活費のことです。この基準は、世帯を単位として、構成員の構成人数・年齢・健康状態により決められています。
- その他の収入
恩給、年金、雇用保険、生命保険金、補償金、贈与、仕送り等
- 損害の程度
(損害－保険金)÷家財の価格または住宅の価格
ここでいう物件は、専ら居住のための建物で、今現在居住し、生計を営んでいる住宅又は現に営業に使用している建物のことです。
- 賦課期日
課税要件を確定させる日のことです。市民税・都民税であれば、1月1日となります。
(例)平成27年度市民税・都民税であれば、平成27年1月1日のことをさします。

※ 現年収入と生活保護基準年額は、減免事由該当日の属する年の1月から減免事由該当日の属する月の前月までの月数で換算します。

3. 減免の事由が消滅した場合

「市民税・都民税減免事由消滅申告書」の提出が必要となります。課税課住民税係にご提出ください。(課税課にて用意しています。)

4. 減免の適用例

※減免決定された場合のイメージはこのようになります。

(例)平成 27 年度の市民税・都民税の3期から減免を受けようとする場合

《モデルケース》

市民税・都民税の年税額が15,000円(1期6,000円2期3,000円3期3,000円4期3,000円)

市民税・都民税の3期納期限が平成 27 年 11 月 2 日

平成 27 年 10 月 1 日に生活保護受給

《11月2日に窓口にて申請した場合の減免額》

減免額は3期 3,000 円、4期 3,000 円の合計額 6,000 円

《11月4日に窓口にて申請した場合の減免額》

減免額は4期 3,000 円の合計額 3,000 円

減免を受けようとする納期限を過ぎてしまった場合、減免は次の納期からになりますのでご注意ください。

市民税・都民税 減免 Q & A

Q：仕事はしているが住民税が高く、支払いが困難である。減免できるか？

A：疾病等の特別な事情があり所得が皆無でない限り、減免対象となりません。

★解説

住民税は昨年の所得等に応じ、各種法令により規定された計算に基づいて賦課決定されております。狛江市税条例第 51 条第 2 項及び、狛江市民税減免基準第 2 条第 3 項において、当該年における所得が皆無となり、納税義務者が死亡、失業、休職、疾病若しくは負傷により、収入が減少していることが狛江市民税の減免基準として規定されております。

Q：学生であるが、住民税の減免対象となるか？

A：減免対象となります。

★解説

狛江市税条例第 51 条第 3 項及び、狛江市民税減免基準第 2 条第 4 項の規定によります。所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生に該当し、申請時において学生であることが認められれば、減免の対象となります。

Q：生活保護を受けているが、減免対象となるか？

A：減免対象となります。

★解説

狛江市税条例第 51 条第 1 項に規程があり、減免の対象となります。

Q：納期限の過ぎている住民税について減免することはできるか？

A：減免できません。

★解説

狛江市税条例第 51 条第 2 項に規定のあるように、納期限までに申請をしなければなりません。

Q：他市では、給与所得からの特別徴収の減免の申請期限を、減免となる月割額の発生する月の翌月 10 日まで（特別徴収義務者の納期限）としている市があるが、なぜ狛江市では翌月 10 日までではなく、月末なのか？

A：年金からの特別徴収分について、他の税目等が年金支給日を減免の申請期限としていることに合わせ、給与の支給日を申請期限とする考え方からです。但し、給与の支給日は勤務先によって異なり特定できないため、月末としています。（申請日の属する月以降に支払われる給与から徴収する分以降が減免となります。）

《問い合わせ先》

狛江市役所 市民生活部 課税課 住民税係

TEL03-3430-1111（代表）内線 2263、2264、2204